⑵　事業貸付金
（高度化貸付金（有利子））
高度化貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
（高度化貸付金（無利子））
高度化貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。
（跡地見返資金貸付金）
跡地見返資金貸付金の時価については、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除して算定する方法によっています。
（小規模企業共済契約者貸付金）
小規模企業共済契約者貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
（倒産防止共済貸付金）
倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。
（倒産防止共済一時貸付金）
倒産防止共済一時貸付金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（設備資金貸付金）
設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。
⑶　信託資産
信託資産は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。
⑷　貸付有価証券担保預り運用資産
貸付有価証券担保預り運用資産は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。
⑸　貸付有価証券担保預り金
貸付有価証券担保預り金は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。
（注２）その他有価証券（非上場株式及び投資事業有限責任組合出資、貸借対照表計上額46,536,730,444円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

［賃貸等不動産関係］
施設整備等勘定の賃貸等不動産について、施設整備等勘定の注記事項に記載しております。

［資産除去債務関係］
不動産賃貸借契約に基づく本部・支部事務所の内部造作
当機構は、本部及び支部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しております。
本部事務所については、平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、「虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める」ことが掲記されていることから、虎ノ門事務所の継続使用が前提であり、現在のところ移転の予定はありません。今後、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、現状、当該見直しの結果として何らかの整理等が行われることの主務省庁による決定はなく、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。
支部事務所については、平成24年１月20日閣議決定の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、当機構と他法人の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築するとされていますが、その時期及び範囲は現在未確定な状況であります。
このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性ないし当機構が負担する除去費用の金額及びその発生確率を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］
１．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

勘　定　名	資産の種類	帳簿価額	備　　考
一般勘定	現金及び預金	50,000,000,000円	流動資産相当の余剰資金
産業基盤整備勘定	現金及び預金	157,555,309円	政府出資金（第二種信用基金）
小規模企業共済勘定	現金及び預金	83,071,309円	運営費交付金の精算収益化額に相当する額の資金
合　　計		50,240,626,618円	

２．不要財産となった理由
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において一般勘定は23年度から、産業基盤整備勘定は22年度以降に国庫納付することとされたため。また、小規模企業共済勘定は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったため。
３．国庫納付等の方法
現金及び預金による国庫納付
４．譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
該当ありません。
５．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額
該当ありません。
６．国庫納付等の額

勘　定　名	国庫納付額
一般勘定	50,000,000,000円
産業基盤整備勘定	157,555,309円
小規模企業共済勘定	83,071,309円
合　　計	50,240,626,618円

７．国庫納付等が行われた年月日
一般勘定　平成24年３月29日
産業基盤整備勘定　平成23年８月31日
小規模企業共済勘定　平成23年12月22日
８．減資額

勘　定　名	減　資　額
一般勘定	50,000,000,000円
産業基盤整備勘定	157,555,309円
小規模企業共済勘定	―
合　　計	50,157,555,309円